寄附に対する税制上の優遇措置について

認定NPO法人ひこばえへの寄附は、所得税(国税)や個人住民税(地方税)における税額控除を受けることができます。なお、税額控除を受けるためには税務署や市町村への申告が必要です。

1 所得税の税額控除について

(1)控除の手続き

- ①添付の寄附金受領証明書を添付し、所得税の確定申告をして下さい。 なお、年末調整では申告できませんのでご注意ください。
- ②市町村への個人住民税の申告は不要です。
- ③所得税は、寄附した年の所得税から控除されます。

(2)控除額の計算

控除の方法は所得控除と税額控除がありますが、多くの場合、税額控除の方が控除額が大きいので、税額控除の場合を説明します。

- 税額控除額=(寄附金-2,000円)×40%
- ・例:給与収入500万円の人が1万円寄附した場合 税額控除額=(10,000円-2,000円)×40%=3,200円
- ※確定申告等については、「国税庁ホームページ」参照のほか、最寄りの税務署へお問い合わせください。

2 個人住民税の税額控除について

(1)控除の手続き

- ①添付の寄附金受領証明書を添付し、お住まいの市町村税務課で申告して 下さい。
- ②住民税は、寄附した年の翌年度の住民税から控除されます。
- (2) 控除額の計算(県・市町村ともに条例で控除を指定している場合)
 - · 税額控除額=(寄附金-2,000円)×10%
 - 例:税額控除額= $(10,000 \ \text{円} 2,000 \ \text{円}) \times 10\% = 800 \ \text{円}$

※10%内訳: 県民税 4%+市町村民税 6%

※群馬県の個人県民税は条例で控除指定されていますが、県内各市町村または県外都道府県・市町村の指定状況につきましてはお住まいの市町村にお問い合わせ下さい。